

## アジア地域有害廃棄物不法輸出入防止国際ネットワークの概念設計(仮訳)

### 1. 序

#### 1.1 ネットワーク構築の背景

「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」の効果的な履行に関しては、全ての利害関係者の積極的な関与と協調が必須である。開発途上国におけるキャパシティ・ビルディング、関係国間での情報交換の促進も焦眉の急となっている。バーゼル条約第 6 回締約国会議(COP6)で採択された 10 年戦略計画においては、不法輸出入防止の観点から、バーゼル条約の遵守及び効果的な実施のモニタリングのための適切なメカニズムの構築が求められている。

近年、北東アジア・東南アジア地域においては、有害廃棄物及び中古品と偽ったその他の廃棄物の国際的取引に関する関心が高まっている。これら廃棄物の一部は、実際は貴金属の回収などを目的として輸出されており、不要な部品は環境上不適切な処分が行なわれ、地域の環境にとって脅威となっている。このような不法取引を適切に規制するという視点から、「アジア地域有害廃棄物不法輸出入防止国際ネットワーク」(以下、ネットワークと略す)の設立が日本政府により提案されている。同ネットワークの構築に向けた準備作業を含むプロジェクトは、バーゼル条約締約国会議第 1 回オープンエンド作業部会(OEWG1)において認知されている。

#### 1.2 ネットワークの性格

ネットワークは、北東アジア・東南アジア各国間における、有害廃棄物及び特定の使用済製品の越境移動に関する情報を交換及び普及させるとともに、バーゼル条約が必要とする手続きを考慮しながら、各国の制度下において、これらの廃棄物や使用済製品の越境移動に対する法的な対応をとることを支援するものである。また、ネットワークは、バーゼル条約の実施のためのキャパシティ・ビルディングに寄与する有用な情報を提供するものである。

ネットワークへの参加は当該国の自由意志によるものであり、ネットワークの設計内容は必要に応じて参加国による見直しが行われることになる。

### 2. ネットワークの基本的要素

#### 2.1 目的

ネットワークの目的は次の通りである。

- (1) 北東アジア・東南アジア地域の有害廃棄物不法輸出入の状況に関して、各国関係機関が協調して対策をとれるよう、情報を共有し、共通の理解をすること。さらに必要に応じて利害関係者に対しても適切な情報を供給すること。
- (2) 有害廃棄物不法輸出入の防止、とくに中古品や循環資源と称した有害廃棄物の移動による環境への悪影響の未然防止を目的とした各国機関の対処行動を支援すること、そのための各国レベルの能力形成を促進すること。
- (3) 有害廃棄物不法輸出入の防止と地域における環境上健全な物質循環の構築にむけた共通アプローチの形成に資すること、関連分野での国際協力活動を推進すること。

#### 2.2 ネットワークの活動

ネットワークの活動としては、次のようなものを含むこととする。

- (1) 廃棄物不法輸出入の防止にむけた各国の連携の強化に有益な情報を収集・提供すること。対象となる情報としては以下のようなものが含まれる(以下に限定されるわけではない)。
  - i) バーゼル条約に関する基本的情報
  - ii) 各国における廃棄物輸出入及び中古品の規制に関する法令と規制の実施状況
  - iii) 有害廃棄物不法輸出入の事例、とくに中古品及び循環資源の不適切な取引に関連した違反事例
  - iv) 税関や港湾管理当局との協力関係の強化に関する活動や経験
  - v) 中古品及び循環資源等、参加各国間で共通の関心のある物資の国際フロー
- (2) 参加国の権限ある当局間の定常的な情報交換と関係者間の対話の場を提供すること。
- (3) ガイドラインや技術マニュアルなど、ネットワークに蓄積された情報を、アジア地域のキャパシティ・ビルディング活動に対して提供すること。
- (4) 上のような情報交換活動の促進を目的としたセミナー・ワークショップ等を開催すること。
- (5) 上記の活動に関する情報の交換と普及を図るためのツールの一つとして、インターネット上に、税関、港湾管理当局、国際環境条約事務局など関連する機関とのリンクを有するウェブサイトを設定し、運営・管理すること。

ネットワークの将来的な活動については、ネットワークの目的に合致する範囲において、参加各国の間での協議を経て追加決定することができるものとする。

## 2.3 対象地域・利用者

ネットワークは、北東アジア及び東南アジアを含む東アジア地域のバーゼル条約締約国および地域の参加を歓迎する。初期における地理的対象範囲としては、カンボジア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、韓国、タイ、ベトナム、日本、シンガポール、中国、中国香港の11カ国/地域を含むが、これに限定するものではない。

ネットワークの活動は、このうちネットワークに参加する意志を表明した国や地域の政府機関の協力により、計画・実施されることを原則とするが、ネットワークが発信する情報については同地域の廃棄物不法輸出入の防止に関心をもつ全ての国の政府と利害関係者による利用を歓迎する。

## 2.4 情報の公開

ネットワークが発信する情報は、参加国において公開とされたものを原則とし、これらは全てインターネットを通じて公開されるものとする。

但し、ネットワークが媒介する特定の物品取引に関する権限ある当局間の協議や情報交換など、必ずしも公開になじまないものについても取り扱い、関連当局と協議の上、非公開とすることもある。

## 3. ネットワークを運営するための体制

### 3.1 参加国

ネットワーク参加国は、本ネットワークに対する参加の窓口となる国別コンタクト・ポイントを指定するものとする。参加国におけるバーゼル条約上の権限ある当局がコンタクト・ポイントとなることが望ましいが、その国の事情に応じて、バーゼル条約上のフォーカルポイント等を指定することもできる。これら国別コンタクト・ポイントの役割については、次のものを含む。

- (1) 国内で入手可能な情報のうち、ネットワークの目的に照らして有用な情報を、ネットワーク

に対して提供すること

- (2) 税関や港湾管理当局とのこの分野における協力関係を構築すること
- (3) ネットワークの運営に関して、事務局に対して助言を行うこと

### 3.2 バーゼル条約地域センター

ネットワークの発展にとって、北京とジャカルタに設立されているバーゼル条約地域センターの積極的かつ継続的な参加は非常に重要である。これら地域センターには、特にネットワークの設立期間においては、次のような役割が期待される。

- (1) 既存の活動を通して地域センターに蓄積された情報のうち、ネットワークの目的に照らして有用な情報を、ネットワークに対して提供すること
- (2) ネットワークの運営に関して、とくにセンターの実施する地域のプロジェクトとネットワーク活動の間の連携と調整について、事務局に対して必要な助言を行うこと。

### 3.3 ネットワーク事務局

ネットワーク設立期間においては、ネットワーク提案国である日本国環境省が暫定事務局としてネットワーク設立に向けた準備活動の実施及び調整にあたることとする。日本国政府は、ネットワークの活動についてバーゼル条約事務局に報告する責任を有する。但し、ネットワークが設立された段階においては、ネットワーク事務局の機能は、アジア地域における一つあるいは複数のバーゼル条約地域センターに移管されることが期待される。

### 3.4 財政的事項

ネットワーク設立期間においては、ネットワーク提案国である日本国環境省の財政的貢献により、ネットワーク設立に向けた準備活動が進められる。ネットワークが設立された段階以降においては、バーゼル条約事務局からの資金を得て、バーゼル条約地域センターがネットワーク活動を管理していくことが期待されるが、それは一つの選択肢であり、ネットワーク参加国間で検討する必要がある。